

○奈良県警察官けん銃警棒等使用及び取扱いに関する訓令

(昭和41年2月28日本部訓令第5号)

[沿革] 昭和41年10年本部訓令第10号、43年6月第16号、44年3月第6号、12月第13号、48年10月第23号、11月第27号、58年4月第5号、9月第13号、59年12月第11号、62年3月第8号、平成元年7月第7号、2年12月第17号、3年10月第13号、4年5月第15号、10年12月第20号、11年9月第18号、13年3月第3号、12月第20号、16年3月第5号、19年2月第2号、3月第11号、20年3月第6号、23年9月第14号、26年2月第7号改正

この訓令は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成13年国家公安委員会規則第14号）の施行について必要な細部の事項を定めることを目的としています。